# 私たちが未来を変える

# ~安心社会に向けて~

No.265 2020年7月15日

# 連合宮城



発行 日本労働組合総連合会 宮城県連合会(連合宮城)

発行人 大黒雅弘 編集人 阿部祥大

〒981-0014 仙台市青葉区本町 2-12-7 TEL (022) 263-9 7 6 2 FAX (022) 263-9 7 6 3 E-mail:info@miyagi.jtuc-rengo.jp

# 連合宮城女性委員会

# 宮城労働局雇用環境・均等室への要請行動実施!

連合宮城女性委員会は、男女平等月間の取り 組みとして、6月25日(木)に宮城労働局雇用環 境・均等室へ要請行動を行った。

今年は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、要請行動には女性委員会役員3名、雇用環境均等室からは佐藤央子室長他2名が出席した。







| 意見交換の様子(左手前: 照井事務局長)

冒頭、女性委員会を代表し藤原紀子委員長は「新型コロナウイルスに関する諸対応で多忙な時期に、佐藤室長をはじめ、雇用環境・均等室の皆様には、このような場を設けていただき、心より御礼申し上げる。引き続きこの

ような場を通し、意見交換を行い、すべての労働者の処 遇改善の促進、就業環境の整備に努めてまいりたい」と 述べた。また、6月15日~16日に開催した「全国一斉集中 労働相談ホットライン」の実態についても報告を行った。

これに対し佐藤室長は、「日頃より各審議会・働き方改革等、労働行政にご理解とご協力を賜り御礼申し上げる。 男女平等や女性活躍という目的においては当局も目指す方向は同じであり、このような場は大変貴重であり、活用したいと思っている。今後ともご協力の程宜しくお願

- ○日 時: 2020年6月25日(木) 16:00~
- ○場 所: 仙台第四合同庁舎8階 雇用環境均等室長室
- ○要請先: 宮城労働局雇用環境・均等室
- ○参加者:

【宮城労働局: 3名】

佐藤央子雇用環境·均等室長、小野寺宮人雇用環境改善均等推進管理官、企画調整係 柿崎佑紀(書記)

【連合宮城女性委員会: 3名】

藤原紀子委員長(JP労組)、照井美紀事務局長(運輸 労連)、佐竹連合宮城副事務局長

いしたい」と挨拶があった。(要請内容については、連合宮城ホームページをご覧ください。)

# 全国一斉集中「女性のための労働相談ホットライン」を開催

連合宮城は、6月の「男女平等月間」の取り組みとして、6月15日(月)~16日(火)の2日間(9時~19時までと時間延長)連合宮城「女性のための労働相談ホットライン~職場で悩むあなたを応援(サポート)します!~」を実施した。

はなどして、6月 労働相談の 職場で悩むあな 職場で悩むあな



また最近では、新型コロナウイルス関連の相談も多いことから、同時に相談受付を行い、労働相談アドバイザーを中心に、連合宮城女性委員会役員の協力を得ながら実施した。開催日当日は民放2社からの取材もあり、期間中30件の相談が寄せられた。

#### ●ご協力をいただいた連合宮城女性委員会役員の方々

6/15: 花木 幹事(自動車総連)、6/16: 関 幹事(全労金)

#### ●相談内容の内訳(計30件)

労働時間に関する相談: 1件/労働契約に関する相談: 4件/退職関係に関する相談: 3件/賃金関係に関する相談: 3件/雇用関係に関する相談: 1件/差別関係に関する相談: 7件/新型コロナに関する相談: 11件

2020年7月15日 連合宮城 No.265

# 雇用調整助成金の活用で事業の維持・雇用の確保を!

連合宮城は、6月1日(月)に、中小・零細企業の事業継続ならびに雇用確保に向けて、 (一社) 宮城県経営者協会に対し要請を行った。

政府は、新型コロナウイルスの感染防止に向けて発出した「緊急事態宣言」について、 一定の収束が確認できたことから5月25日に全面解除したが、社会経済活動の再開は 感染状況を見極めながら段階的に行われることや、これまで実施してきた予防施策に



より、経済、社会、雇用に深刻な影響が及んでおり、連合で行っている労働相談にも、自粛に伴う解雇・雇止め や休業手当などに関する相談が多く寄せられている。

とりわけ、雇用調整助成金については、雇用の維持に極めて重要な役割を果たすことから、政府・政党に対し て助成率の引き上げや手続きの簡素化などを求め、十分とは言えないまでも制度の拡充が図られてきた。今後は、 自粛などの長期化により、雇用調整助成金をこれまで利用したことのない企業にも広く利用促進を図り、すべ ての働く者の雇用と労働条件の維持に結び付けていくことが必要である。

連合本部は、新型コロナウイルス感染症防止に伴う当面の雇用対策について、4つの柱を掲げ取り組みを進 めるとともに、雇用調整助成金に関する動画、ならびにチェックリストを作成した。連合ホームページから視聴・ ダウンロードができ、YouTubeからも動画の視聴が可能である。

(詳細については、連合宮城ホームページの連合宮城ニュース【臨時号】 をご覧ください。)

# 就職差別の撤廃に向けて宮城労働局へ要

連合は「就職差別の撤廃に向けた取り組みについて」(第2回中央執行委 員会確認2017年10月19日開催)、毎年5月~8月を「就職差別撤廃取り組 み期間 | と位置づけている。

昨年4月に連合は、採用選考における就職差別の実態を把握するため「就 職差別に関する調査 | を行った結果、調査報告書の中から「厚労省の参考 様式に準じた応募用紙 | を使用していない事業所で、本人の適正・能力の 判定に必要のない内容を求めている事や、差別に繋がる恐れのある実態が 毛利宮城労働局長(左)、小出連合宮城会長(右) 少なくないことが明らかになった。

連合宮城は、連合の取り組み方針に基づき「厚労省の参考様式に準じた 応募用紙」の使用について、企業や関連団体等に対し更なる周知の強化を 求め、宮城労働局に要請を行った。

毛利宮城労働局長からは、「今般の連合調査結果も踏まえ、一層の啓発 指導に取り組んでまいりたい」との回答があった。



○出席者:

【宮城労働局: 5名】

毛利宮城労働局局長、山下職業安定部長、雫石雇用保険審査官(公正採用選考担当)、最上雇均室長補佐(書記)、小野寺管理官(事務局)

【連合宮城: 4名】

小出連合宮城会長、大黒事務局長、北舘副事務局長、佐竹副事務局長(事務局)





連合宮城 No.265 2020年7月15日

# 新型コロナウイルス感染症に伴う支援制度が拡充されています!

本掲載内容は、令和2年6月17日時点の支援制度のごく一部になります。この他にも多くの支援制度がありますので、詳しくは**厚生労働省ホームページ**をご覧ください。

## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

内 容

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを 受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金が支給されます。

対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、**休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができなかった労働者**\*\* ※ 被保険者でない方も対象となります。

支給額

休業前賃金の80%(月額上限33万円)※

※ 休業実績に応じて支給

※ 詳細がまだ決定されてませんが、決まり次第、厚生労働省のホームページにてお知らせされます。

### 雇用調整助成金(特例措置)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金の内容が大幅に拡充し、手続きの簡素化が構じられています。

内容

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成する制度です。

対象者

#### 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主※

※ 売上等事業活動の状況を示す直近の<mark>生産指標が比較対象月と比べ5%以上減少</mark>していること等の要件があります。

#### (特例措置)

- ○助成内容・対象の大幅な拡充 ※令和2年4月1日から令和2年9月30日までの休業等に適用
  - ①休業手当等に対する助成率 中小企業4/5、大企業2/3

(解雇等を行わない場合は 中小企業10/10、大企業3/4)

- ※ 助成額の上限 対象労働者 1 人 1 日当たり 15,000円
- ②教育訓練を実施した場合、中小企業2,400円、大企業1,800円が加算されます。
- ③新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象に なります。
- ④1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能です。
- ⑤雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象にしています
- ○活用しやすさ ※⑥のうち計画届提出不要措置及び②は5月19日以降の支給申請から適用
  - ⑥申請書類が大幅に簡素化されました

添付書類等を削減し、休業等計画届の提出は不要になります。

- ⑦助成額の算定方法等申請手続きが簡素化されました。
- ●事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークにて受付をしています。
- ■雇用調整助成金に関するお問い合わせコールセンター

**0120-60-3999** 受付時間 9:00~21:00(土日・祝日含む)

2020年7月15日 連合宮城 No.265



# 2020春季生活闘争奮闘中

私たちが未来を変える!

すべての労働者の「底上げ」「底支え」「格差是正」と働き方の見直しで!

# 連合宮城2020春季生活闘争妥結結果集計について(6月12日現在)

連合宮城は、2020春季生活闘争における妥結内容の状況把握をするとともに、交渉継続中の労働組合に対して、相乗効果をはかる観点から情報開示することとしています。

本妥結集計結果については、6月12日までに報告をいただいた結果を基に集計しております。引き続き、妥結 結果集計を行ってまいりますので、構成組織におかれましては、情報提供に特段のご協力をお願いします。

#### 1. 賃金引上げ (回答集計報告組合は、229組合)

①平均方式(組合員数による加重平均) ※昨年回答は、同一組合での比較

		2020回答			
平均方式		集計組合数	引上げ額	引上げ率	ベア・賃金 改善分
	全体	169 組合	5,034円	1.88 %	1,428円
	300人未満 (再掲)	99 組合	4,273 円	1.82 %	1,404円

昨年(2019)回答		
引上げ額	引上げ率	ベア・賃金 改善分
4,862 円	1.79 %	1,637 円
4,171円	1.73 %	1,442 円

#### ②個別方式(組合員数による単純平均)

		2020回答			
7	平均方式	集計組合数	引上げ額	引上げ率	到達水準
	A方式	4 組合	4,367 円	1.47 %	— 円
	B方式	0 組合	0円	0.00 %	未集計

【注】A方式:特定した労働者(たとえば勤続17年・年齢35歳生産技能職、勤続12年・年齢30歳事務技術職)の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくら上げるか交渉する方式。この部分を連合は「純ベア」と定義した。

B方式:特定した労働者(たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技能職)の前年度の賃金に対して、新年度(金属と年齢がそれぞれ1年増加)いくら引き上げるかを交渉する方式。

③要求見送りの組合は、 11組合

④交渉継続の組合は、 45組合

#### 2. 一時金 (組合員数による加重平均) ※昨年回答は、同一組合での比較

	=± A	2020回答		
一時金		集計組合数	回答	
年	月数	56 組合	4.52 カ月	
間	金額	12 組合	1,361,318円	
夏	月数	6 組合	2.22 ヵ月	
季	金額	15 組合	428,384 円	

昨年(2019)回答	
回答	
4.46 ヵ月	
1,238,332 円	
2.37 ヵ月	
511,730円	